

### 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

#### (白老町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について)

**議長(堀部登志雄君)** 日程第5、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

はい、渡辺子ども課長。

**子ども課長(渡辺裕美君)** 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。平成18年5月31日提出、白老町長。

専決処分書。白老町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成18年3月31日、白老町長。

白老町立保育所条例の一部を改正する条例。白老町立保育所条例の一部を次のように改正する。

改正条文につきましては、議案説明並びに新旧対照表の方で説明をさせていただきます。

附則。この条例は、平成18年4月1日から施行する。

次に、議案説明です。町立小鳩保育園は、60名の入所定員で運営していたところですが、本年3月以降の転入者及び2歳児以下の児童について予想を超えた申込みがあり、当該保育園に入所する児童が定員を超える状況になったことから、定員数を増加し対応するため、専決処分により本条例の一部を改正したものであります。

補足説明をさせていただきます。小鳩保育園につきましては、昭和62年改築時に、それまでの100名定員を乳児保育を実施するため、110名定員で開園いたしておりました。その後、出生数の減少に伴い、入園児童数が大幅に減ったことから、平成7年度より60名定員で保育園運営を行ってまいりました。

現在も年間の出生数は減少してきてはおりますが、女性の就労拡大や、一人親世帯の増加。また、就労のために求職活動を行うので保育園に預けるなど、入園理由も多様化してきており、さらに、0～2歳児までの低年齢児童の入園が増加してきている状況にあります。

定員管理につきましては、国において、4月は定員の115%まで。5月から9月は125%まで。10月以降は制限なしで運営を行えることになっており、平成18年度入園申込み締切時点では、4月当初定員の115%に当たります69名でのスタートを考えておりましたが、年度末に急な就労決定による入園募集等が増え、定員管理が困難な状況になってきました。

また、平成12年度頃から、毎年定員115名、5%ぎりぎりでのスタートとなっており、時期をずらしての入園などの対処をしてきている状況も踏まえ、定員数の改正を図ったものであります。

新旧対照表をご覧ください。改正前。小鳩保育園60名でありました定員数を、改正後80名で運営をしてみたいというふうに思っております。

なお、職員につきましては、児童福祉施設最低基準に沿った、保育士の配置を行ってありま

す。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいませ。

**議長(堀部登志雄君)** 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

はい、18番、加藤正恭議員。

**18番(加藤正恭君)** ちょっと関連で伺いたいのですが、今の説明で、20名増やすということであつたのですが、関連でなのですがね、この保育所の児童の入園資格と言いますか。それは、夫婦共働きというのが原則だつたと思うのですけれども、現状はですね、そういうふうになっているのかどうかですね。

少子化の時代ですから、できるだけそういう施設に入れたいということは分かるのですが、原則は、やはり共働きというのが、まだ生きているのじゃないかなと思うのですけれども。実態はどういうふうになっているか、伺いたいと思います。

**議長(堀部登志雄君)** はい、渡辺子ども課長。

**子ども課長(渡辺裕美君)** はい。保育園に入所できる基準といたしましては、夫婦共働きまたは家族に疾病、それから介護等の必要な家族がいる場合。またはご本人がそういうような状態である場合。また、最近では、就労をする職を探すために求職活動を行う。その期間、お子さんがいるとやはり、就職活動が困難であるということもありまして、就職活動をするために保育園に預けて、ご自分は就職活動をされると。そういう場合にも、入所できるということになっております。

状況といたしましては、基本的には今お話をいたしました条件に合っている方が入所をしているというのが現状でございます。以上です。

**議長(堀部登志雄君)** はい、18番、加藤正恭議員。

**18番(加藤正恭君)** だいたい分かつたのですが、それであれば当初はですね、共働きでなければなかなか入れなかつたという。私の経験から言ってもですね、民生委員さんの何か、証明書を持ってこなければという。

定員、例えば60名に対して80名の応募があつた場合にですね、そういうようなことがあつたのです。

ところが、今はもう募集しても60名の定員に対して30人とか40人ですから、それはそれなりにいいのでしょうかけれども、そのためにいろいろと扶助費っていうのですか、そういうものが支給されていますよね。それですから、法律改正になって、その就職活動をしている方も、その子どもさんの中に入る対象として、拡大解釈じゃなくて、そういうふうに法律改正がされたのかどうかですね。その辺りを伺いたいと思うのですが。

**議長(堀部登志雄君)** はい、渡辺子ども課長。

**子ども課長(渡辺裕美君)** はい。法の改正というより、現在は子育て支援の政策と言いますか。そういうようなものも含めて、国の指導として、または待機児童の解消と言いますか。この、地方であればなかなかそういうようなことはないのですが、都会へ行きますと待機児童が多くて大変というようなこともあります。

今、就職活動をするためのというのは、子育て支援も含めた、国の指導としてそういうようなお子さんも受け入れるようにしていきなさいということになっています。

**議長(堀部登志雄君)** よろしいですか。

**18番(加藤正恭君)** はい。

**議長(堀部登志雄君)** 他、ございませんか。

はい、7番、西田祐子議員。

**7番(西田祐子君)** 簡単な質問だけです。ただ今説明のありました80名によりまして、待機児童がなくなるということだと思っておりますけれども、今現在のですね、各保育園のですね、入園者数などを教えていただければなと思います。

**議長(堀部登志雄君)** はい、渡辺子ども課長。

**子ども課長(渡辺裕美君)** はい。それでは、順番に社台地区の方からいきます。まきば保育園です。広域保育も含めまして、8名です。小鳩保育園、81名です。はまなす保育園、55名です。たけのこ保育園、29名です。海の子保育園、38名です。これにつきましては、5月1日現在の児童数になっております。

併せて、緑丘保育園につきましては102名となっております。以上です。

**議長(堀部登志雄君)** はい。他、ございませんか。

はい、13番、斉藤征信議員。

**13番(斉藤征信君)** 少子化の中で定数が増えるということは、まことに喜ばしいことだろうというふうに思っておりますが、今話を伺っていて、常時この定数より若干多く入っていたのかなというふうに思うのですが、指導者の方、保育士がどうなるのか。こういう、定数が増えた場合に、その保育士を増やさなければならぬのかどうなのかね。

今、現状で、指導しているから間に合っている中でやっていくのか。その辺り、一つ伺いたいと思うのですが。

**議長(堀部登志雄君)** はい、渡辺子ども課長。

**子ども課長(渡辺裕美君)** はい。保育士の配置につきましては、当然最低基準がございますので、その基準をクリアできていない中では、子どもを受け入れるということは難しくなってきます。

それで、子どもが増える状況にありますときは、保育士を配置して、その上で受け入れるということになります。

**議長(堀部登志雄君)** はい、13番、斉藤征信議員。

**13番(斉藤征信君)** 今、ちょっと分からなかったのだけど、定数が増えて、子どもが増えてくればもちろん保育士を増やさなきゃなんということですけども、今現在81、定数より多いですね。

ですから、今だいたい80で、その保育士さんは間に合っているのだという、今現状なのかね。これからさらに増やすことが必要を求められるのかどうなのか。その辺、ちょっともう一回伺いたいのですが。

**議長（堀部登志雄君）** はい、渡辺子ども課長。

**子ども課長（渡辺裕美君）** はい。先ほど、補足説明の中でもさせていただきましたが、保育士の配置につきましては基準の中で現在 81 名の子どもに対しまして、保育士は基準の中でクリアされております。

**議長（堀部登志雄君）** 保育士はおりますということですね。

よろしいですか。斉藤議員、よろしいですね。終わりましたね。十分保育士は配置されているということです。

他、ございませんか。

はい、渡辺子ども課長。

**子ども課長（渡辺裕美君）** はい。現在 81 名子どもがおりまして、各年齢に分かれてクラスがあります。例えば 0 歳のお子さんであれば、3 人に保育士が 1 人付くという形になっています。1 歳・2 歳のおさんは 6 人に 1 人という、こう基準がありますので、その入っているお子さんの人数に合わせて最低基準の保育士は、配置ができております。

今後、子どもが増えた場合につきましては、基準の中で余裕がある場合には、お子さんはそのまま受け入れることとなりますし、どうしてもそれよりも子どもたちが多くなる場合には当然、臨時保育士の採用等の中で、対応していくということとなります。

**議長（堀部登志雄君）** はい。他、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（堀部登志雄君）** 以上で質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（堀部登志雄君）** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

**議長（堀部登志雄君）** 全員賛成。

よって、承認第 3 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。